

別紙24（沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業に係る運用）

第1 趣旨

地球温暖化防止や国土保全などの森林の有する多面的機能を持続的に発揮させることへの国民の要請がますます高度化・多様化する中、適切な林業生産活動を通じて森林の諸機能を持続的に発揮させていく必要がある。しかし、我が国の森林・林業・木材産業をめぐる情勢は、林業採算性の悪化や山村地域の高齢化・過疎化の進展等により、地域住民により行われてきた適切な森林の整備・管理が不十分となりつつある。他方で、国際的な木材の需給構造が変化する中で、需要者ニーズに対応しつつ国産材を安定的に供給していくことが必要となっている。

このような情勢を踏まえ、森林の多面的機能の発揮や林業の持続的かつ健全な発展という森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）の基本理念の達成や、森林吸収源対策の推進に資するためには、川上・川下の連携強化による木材の安定供給、森林施業の集約化及び間伐の推進などを図りつつ、地域の自主性・裁量を高めることを通じて、社会全体で森林づくりを支える国民意識の醸成、国民参加による森林整備、特用林産の振興、木材利用及び木材産業体制整備の推進のための取組等を積極的に支援していくことが重要である。

沖縄振興公共投資交付金（以下この別紙において「本交付金」という。）は、こうした森林・林業・木材産業をめぐる情勢を考慮するとともに、地域の持つ力を最大限に引き出しつつ、森林の整備・保全の推進、林業の持続的かつ健全な発展、木材産業の健全な発展と木材利用の推進のため、関連する諸施策を効率的かつ効果的に展開しようとするものである。

第2 事業の内容

- 1 本交付金は、第1の趣旨を踏まえ、林業の持続的かつ健全な発展（以下この別紙において「目的」という。）の実現に資する施策の実施に必要な経費に充当するものとする。
- 2 1の目的ごとの具体的な目標（以下この別紙及び次の別紙において「目標」という。）、メニュー、事業実施主体（以下この別紙において「事業主体」という。）及び交付率は別表のとおりとする。
- 3 2のメニュー以外にも、1の目的の達成のため、別に定めるところにより、地域提案事業を行うことができるものとする。

第3 目標を定量化する指標及び事業計画

1 目標を定量化する指標及び事業計画の作成

本交付金により、第2の1の目的を実現しようとする沖縄県知事（以下この別紙において「知事」という。）は、目標の達成状況を明らかにするために、目標を定量化する指標（以下この別紙において「指標」という。）を定めた上で、本交付金に係る事業計画を作成するものとする。

なお、指標の設定及び事業計画の作成については、別に定めるところによる。

2 事業計画の変更

知事は、必要に応じて事業計画の変更を行うものとする。

ただし、別に定める重要な変更については、1に準じて行うものとする。

第4 事業実施の報告

知事は、別に定めるところにより、事業の実施状況及び事業計画に定めた指標の目標値の達成状況を沖縄総合事務局長に報告するものとする。

第5 事業評価

本交付金により実施した事業に係る事前評価及び事後評価については、別に定めるところにより、実施するものとする。

第6 改善措置等

1 知事は、事業計画において個々に設定した指標の目標値の達成状況が低調である場合は、その原因を調査・分析するとともに、別に定めるところにより、必要な措置を講じ、その結果を沖縄総合事務局長に報告するものとする。

2 沖縄総合事務局長は、1の報告に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

第7 交付金の適正な執行の確保等

1 知事は、事業主体による本事業の実施について、総括的な指導監督を行うとともに、本交付金の効果的かつ適正な推進を図るため、関係行政機関、森林・林業・木材産業関係団体、学識経験者等との密接な連携による推進体制の整備を図り、本事業の実施促進についての指導に当たるものとする。

2 国は、知事等に対し、本交付金による事業の実施に関する資料の提出を求めることができることとし、本交付金の事業の実施について、必要に応じて、指導、助言、調査等を行うことができるものとする。

第8 その他

本交付金の事業の実施につき必要な事項は、この運用に定めるもののほか、別紙25に定めるところによる。

別表

目的	目標	メニュー	事業主体	交付率
林業の持続的かつ健全な発展	望ましい林業構造の確立	<p>沖縄林業構造確立施設の整備</p> <p>(1) 沖縄林業構造確立施設整備</p> <p>①経営確立促進調査</p> <p>②先進的な林業機械等整備</p> <p>③コンテナ苗生産基盤施設等整備</p> <p>④特用林産振興施設等整備</p> <p>⑤森林空間活用施設整備</p> <p>⑥木材加工流通施設等整備</p> <p>⑦木質バイオマス利用促進施設整備</p> <p>⑧木造公共建築物等整備</p> <p>⑨需要拡大施設整備</p> <p>⑩生活環境施設整備</p> <p>(2) 沖縄林業構造確立施設整備附帯事業</p> <p>(1)の施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動、新たなマーケットの開拓並びに実践的知識及び技術の習得活動等</p>	<p>県、市町村（沖縄県の区域をその区域とする市町村をいう。）、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、林業者等の組織する団体、地方公共団体等の出資する法人、地方公共団体の組合、その他政令で定めるところの公共施設の整備主体、木材関連業者等の組織する団体、林業事業者、P F I 事業者、社会福祉法人、一部事務組合、民間事業者、地域材を利用する法人、きのこ原木等生産者、林業種苗法に基づく生産事業者等、認定特定増殖事業者等及び知事が別に定める特認団体とし、各事業種目ごとに別途林野庁長官が定めるものとする。</p>	<p>(1) 定額（2/3、1/2、4/9、1/5、5/100 以内）</p> <p>(2) 沖縄林業構造確立施設整備附帯事業は1/2以内</p> <p>(3) 附帯事務費については事務費の1/2以内</p>